

# 探偵業の業務に係る事務の取扱いに関する訓令

(平成20年6月27日県本部訓令第36号)

(趣旨)

第1条 この訓令は、探偵業の業務の適正化に関する法律（平成18年法律第60号。以下「法」という。）、探偵業の業務の適正化に関する法律施行規則（平成19年内閣府令第19号。以下「府令」という。）及び探偵業の業務の適正化に関する法律等に基づく通知書等の様式に関する規程（平成19年県公委規程第9号。以下「様式規程」という。）に基づく事務の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(業務開始の届出)

第2条 署長は、法第4条第1項の規定に基づき、府令第2条第1項に規定する探偵業開始届出書（府令別記様式第1号。以下「開始届出書」という。）の提出を受けた場合は、府令第2条第3項に規定する添付書類（以下「添付書類」という。）とともに所定の事項を確認して、当該届出を受理するものとする。

2 前項の規定により受理した場合は、県本部生活保安課長（以下「主管課長」という。）に連絡して交付番号を受領するとともに、法第4条第3項及び府令第4条第1項に規定する探偵業届出証明書（府令別記様式第4号。以下「届出証明書」という。）に交付番号その他必要事項を記載し、速やかに交付するものとする。

3 主管課長は、届出証明書に対する交付番号を一括して管理するとともに、署長から探偵業開始届出書を受理した旨の連絡を受けたときは、探偵業者営業所受付簿（様式第1号）に必要事項を記入し、交付番号を発行するものとする。

4 署長は、前項の届出証明書を交付した後、探偵業者営業所台帳（様式第2号）に所定の事項を記載し、欠格事由の調査を行うものとする。

(業務の廃止又は変更の届出)

第3条 署長は、法第4条第2項の規定に基づき、府令第3条第1項に規定する探偵業廃止届出書（府令別記様式第2号）又は探偵業変更届出書（府令別記様式第3号。以下「探偵業廃止届出書等」という。）の提出を受けた場合は、探偵業廃止届出書等及び添付書類について所定の事項を確認して、当該届出を受理するものとする。

2 前項の規定により探偵業変更届出書を受理した場合は、速やかに新たな届出証明書を作成し、交付するものとする。

3 第1項に規定する変更の届出のうち、当該営業所が静岡県内の他の警察署の管内に移転することになる場合は、移転先を管轄する署の長に対し、当該営業所に係る探偵業者営業所台帳及び関係書類を送付するものとする。

4 探偵業者営業所台帳の管理において、届出が廃止の場合にあつては、探偵業者営業所台帳を別に設ける廃業者専用の台帳に編てつ替えることとし、探偵業者営業所台帳補助用紙（様式第3号）に必要事項を記載するものとする。

(届出証明書の再交付申請)

第4条 署長は、府令第4条第2項に規定する探偵業届出証明書再交付申請書（府令別記様式第5号）の提出を受けた場合は、所定の事項を確認して受理するものとする。

2 前項の申請により届出証明書を再交付する場合は、当該届出証明書の左上に再交付

年月日及び再交付の旨を記載して、当該届出証明書を交付するものとする。

(届出証明書の返納)

第5条 署長は、府令第4条第3項及び第4項に規定する事由に該当した者から探偵業届出証明書返納届(様式規程様式第5号)の提出を受けた場合は、所定の事項を確認して、当該届出を受理するものとする。

2 前項の返納があった場合は、探偵業者営業所台帳を整理するものとする。この場合において、府令第4条第3項の規定に該当するときにあつては、返納年月日、返納理由を探偵業者営業所台帳補助用紙に必要事項を記載することとし、同条第4項の規定に該当するときにあつては、探偵業者営業所台帳を別に設ける廃業者専用の台帳に編てつ替えるものとする。

(届出書等の写しの送付)

第6条 署長は、第2条から前条までに規定する届出を受理した場合には、その都度、当該届出受理の際に受領した書類一切の写しを作成し、当該届出の際に作成した届出証明書の写しを添えて速やかに主管課長を経由して本部長に送付するものとする。

(手続経過の管理)

第7条 署長は、第2条から第5条までに規定する届出を受理した場合には、探偵業審査票(様式第4号)により審査するものとする。

2 署長は、第2条から前項までに規定する取扱いを行った場合には、探偵業届出等処理簿(様式第5号)及び探偵業取扱経過票(様式第6号)を作成し、必要事項を記載して手続の経過について管理するものとする。

(報告又は資料の提出)

第8条 主管課長又は署長は、法第13条第1項の規定による報告又は資料の提出を要求する場合には、資料等提出要求書(様式第7号)により実施するものとする。

(立入検査の実施)

第9条 本部長又は署長は、法第13条第1項に規定する立入検査を実施するものとする。この場合において、当該検査を実施する警察職員は、身分証明書(様式規程様式第1号)を携行し、関係者に提示しなければならない。

2 立入検査を行う警察職員として、次に掲げる職員を指定するものとする。

(1) 県本部においては、生活保安課の職員及び本部長が特に必要があると認め、指定する者

(2) 署においては、生活安全課(係)の職員及び署長が特に必要があると認め、指定する者

3 立入検査を実施した警察職員は、速やかに当該検査の結果を所属長に報告するものとする。

(立入検査の種別等)

第10条 前条に規定する立入検査は、定期立入検査及び臨時立入検査に区分し、それぞれ行うものとする。

2 定期立入検査にあつては、年に1回行うものとする。

3 臨時立入検査にあつては、次の各号のいずれかに該当するときに、その都度行うものとする。

- (1) 新たに探偵業を開始したとき。
- (2) 定期立入検査又は臨時立入検査において、法令違反等が発見されたものについて、その後の状況を確認するとき。
- (3) その他本部長又は署長が必要と認めたとき。

(行政処分)

第11条 署長は、法第14条の規定による指示、法第15条の規定による営業の停止又は廃止の命令を行う必要があると認めたときは、行政処分上申書（様式第8号）により、当該行政処分の理由及び疎明資料を添えて主管課長を経由して本部長に上申するものとする。

2 前項の上申により行政処分を行う場合は、当該行政処分を受ける探偵業者の営業所の所在地を管轄する署の長に対し、探偵業者に対する行政処分について（様式第9号）に、指示書（様式規程様式第2号）、探偵業停止命令書（様式規程様式第3号）又は営業廃止命令書（様式規程様式第5号。以下「通知書」という。）を添えて通知するものとする。

3 署長は、前項の通知を受けたときは、当該探偵業者に速やかに当該通知書を交付するものとする。

(細部規程)

第12条 この訓令に定めるもののほか、事務の取扱いに関する具体的な要領等については別に定める。

附 則

この訓令は、平成20年6月27日から施行する。

附 則（平成21年3月30日県本部訓令第24号）

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成22年2月16日県本部訓令第2号）

この訓令は、平成22年2月16日から施行する。

附 則（平成23年3月14日県本部訓令第11号）

この訓令は、平成23年3月17日から施行する。

附 則（平成24年6月25日県本部訓令第21号）

この訓令は、平成24年7月9日から施行する。